様式第十七及び様式第十八中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　用紙」を「用紙」に改める。

（国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正）

第九十三条　国際相互承認に係る容器保安規則の一部を次のように改正する。

様式第五中「㊞」及び「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第八及び様式第十二中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第十六から様式第二十一まで中「署名」を削る。

（情報処理の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九十四条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

様式第五、様式第六、様式第八から様式第十まで、様式第十五及び様式第十八中「印」を削り、様式第十六及び様式第十七中「印」を削り、これらの様式（記載要領）２．を次のように改める。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第九十五条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式一中「印」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

（経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の一部改正）

第九十六条　経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「㊞」を削り、様式第三及び様式第五中「㊞」及び「１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「２　用紙」を「用紙」に改め、様式第四、様式第四の二、様式第六及び第六の二中「㊞」及び「２　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「３　用紙」を「用紙」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。